

受益者の皆様へ

株式会社GCIアセット・マネジメント

マルチアセット・ストラテジーファンド（愛称：なごみの杜） 分配金のお知らせ

平素は「マルチアセット・ストラテジーファンド（愛称：なごみの杜）」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当ファンドは2019年8月13日に第2期決算を迎え、当期の収益分配金（税引き前、1万口当たり）を以下のとおりと致しましたことをご報告申し上げます。

今後も、投資環境に応じて各資産の組入比率を機動的にコントロールしつつ、リスクに配慮し中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ってまいります。引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■2019年8月13日に第2期決算を迎えました。

分配金（税引き前、1万口当たり）	75円
基準価額（分配落ち後、1万口当たり）	10,026円

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

当ファンドの分配方針について

原則、毎年2月および8月の各10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の収益分配方針に基づき、分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の皆様のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの特色

1. 先進国株式、先進国債券を中心にグローバルな分散投資を行います。
2. マザーファンドの運用については、株式会社和キャピタルの投資助言を受けます。

投資助言会社:株式会社和キャピタル

和キャピタルは地域金融機関を初めとする機関投資家(特定投資家)に対して、流動性を確保しながら機動的運用を行うことで、安定的かつ持続的な収益を確保することを目指す投資助言サービスを提供しています。

3. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
4. 原則、毎年2月および8月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき、分配を行います。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

債券などの価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券などが変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者などの財務状況の変化などおよびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。債券などの価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢などの様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドおよび投資信託証券において、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図りますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分等のコストがかかることにご留意ください。

信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化などにより市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ないなど流動性が低い市場、あるいは取引規制などの理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※後述の「当資料のご利用にあたっての留意事項」を必ずご覧ください。

その他の留意点

● ファミリーファンド方式に関する留意事項

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

● 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

● 当ファンドのお取引に関しては金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入金額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金金額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金の申込受付不可日	ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日およびロンドンの銀行休業日 ※詳しい申込受付中止日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みを取り消すことがあります。
信託期間	2018年6月20日（設定日）から2023年2月27日 ※受益者に有利であると認められたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年2月および8月の各10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動引き落とし投資コース」の2つの申込方法があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）および未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																					
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.16%* (税抜 2.0%) を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 *消費税率が10%となった場合は 2.2% となります。																				
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.05% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。																				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																					
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し 年率0.864%* (税抜 年率0.80%) 以内 *消費税率が10%となった場合は 年率0.88% となります。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて変更します。 信託報酬の配分(年率、税抜)ならびにこれらに対価とする役務の内容は以下のとおりです。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>純資産総額</th> <th>運用管理費用 (信託報酬)</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～100億円以下部分</td> <td>0.80%</td> <td>0.57%</td> <td>0.20%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>100億円超部分～</td> <td>0.75%</td> <td>0.52%</td> <td>0.20%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>役務の対価</td> <td>運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価</td> <td>信託財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価</td> </tr> </tbody> </table>	純資産総額	運用管理費用 (信託報酬)	委託会社	販売会社	受託会社	～100億円以下部分	0.80%	0.57%	0.20%	0.03%	100億円超部分～	0.75%	0.52%	0.20%	0.03%	役務の対価	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価
	純資産総額	運用管理費用 (信託報酬)	委託会社	販売会社	受託会社																
	～100億円以下部分	0.80%	0.57%	0.20%	0.03%																
100億円超部分～	0.75%	0.52%	0.20%	0.03%																	
役務の対価	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価																	
※ 投資助言会社である株式会社和キャピタルに対する報酬は、委託者報酬の中から支弁されます。																					
その他の費用 ・ 手数料	<p><売買委託手数料など> 有価証券売買時の売買委託手数料、立替金の利息、ファンドに関する租税などが信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。</p> <p><信託事務の諸費用> 監査費用、印刷費用、計理業務およびこれに付随する業務に係る費用などの諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%を上限として日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p>																				

※ 投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社・その他の関係法人の概要

委託会社	株式会社GCIアセット・マネジメント [ファンドの運用の指図を行う者] 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第436号 加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会 電話番号：03（3556）5040（営業日の9:00~17:00） ホームページ：https://www.gci.jp
投資顧問会社	株式会社和キャピタル [マザーファンドの運用に係る助言等を行う者] 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第2924号 加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

販売会社

金融商品取引業者等の名称		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	日本商品先物取引協会
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○				
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○				

- ・お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、販売会社へお申し出ください。
- ・販売会社は今後変更となる場合があります。

＜当資料のご利用にあたっての留意事項＞

- 当資料は、株式会社GCIアセット・マネジメント（以下「当社」といいます）が、当ファンドの情報提供を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当資料記載のデータや見通し等は、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報をもとに作成しておりますが、正確性、適時性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は、作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料に関する一切の権利は、引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製はできません。
- 投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、銀行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。